

政府実行計画に基づく各府省庁実施計画について

1. 背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、政府は、地球温暖化対策計画に即して、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）を策定するものとされている。
- 昨年 5 月、新たな政府実行計画を閣議決定した。この中で、
 - ・ 2013 年度を基準年として、政府全体の温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 40%、中間目標として 2020 年度までに 10%削減するという目標を設定し、LED 照明の率先導入等の措置を講ずることとしている。
 - ・ また、関係府省庁は、自ら実行する措置を定めた実施計画を策定するとともに、それぞれが設定した 2020 年度の中間目標について、政府全体の中間目標の達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認することとしている。

2. 各府省庁の実施計画（案）の取りまとめ結果

- 各府省庁の実施計画（案）の 2020 年度における中間目標を取りまとめた結果、2013 年度比で 10%の削減となった。

3. 今後のスケジュール

- 今後、各府省庁にて速やかに計画決定の手続きをとり、全ての府省庁において正式に決定された段階（3月下旬を想定）で、環境省のホームページにて一括して公表する。

(参考) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(平成28年5月13日閣議決定)(抄)

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、政府全体で2020年度までに10%削減を目指すこととする。

第四 措置の内容

5 関係府省ごとの実施計画の策定

- (1) 関係府省は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (2)・(3) (略)
- (4) 関係府省は、(2)に掲げた取組その他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及を牽引する役割を果たす。このため、2013年度を基準として、政府全体で温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減し、中間目標として2020年度までに10%削減することを踏まえ、2030年度及び2020年度の削減目標を関係府省ごとに設定することとする。関係府省が設定した中間目標については、政府全体の中間目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認する。
- (5) (略)